

新旧対照表

新	旧
秋田県週休２日制_____工事に関する建設部運用 秋田県週休２日制_____工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。 要綱第２条関係（定義）（略） １ 要綱第２条(3)の「作業」には、現場事務所等での当該<u>週休２日制_____</u>工事に係る事務作業を含む。 ２ （略） 要綱第３条関係（休日） １ （略） ２ <u>（削除）</u> 要綱第４条関係（<u>週休２日制_____</u>工事の指定等） １～３ （略） ４ 要綱第４条第２項の「<u>週休２日制_____</u>工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該<u>週休２日制_____</u>工事の現場が被災した場合など、週休２日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。 要綱第５条（工事成績評定）～要綱第６条関係（工期変更）（略） 要綱第７条関係（工事費の積算） １～３ （略） ４ 空港灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする （１）「秋田県週休２日制_____工事に関する営繕課運用」によるものとする。 （２）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。 要綱第９条関係（その他）（略） 附 則 この運用は、平成２９年５月３０日から施行する。 附 則（平成３０年３月２７日技管－９９７ 一部改正） この運用は、平成３０年３月２７日から施行する。 附 則（平成３０年１０月１５日技管－５１４ 一部改正） この運用は、平成３０年１０月１５日から施行する。 附 則（令和元年６月７日技管－１６９ 一部改正）	秋田県週休２日制モデル工事に関する建設部運用 秋田県週休２日制モデル工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。 要綱第２条関係（定義） １ 要綱第２条(3)の「作業」には、現場事務所等での当該_____モデル工事に係る事務作業を含む。 ２ （略） 要綱第３条関係（休日） １ （略） ２ <u>要綱第３条第２項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。</u> ①<u>休日作業日と同一の１週間で確保することを原則とする。</u> ②<u>降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日が属する週の前後の週で当該休日作業日の振替休日を確認した場合においても完全週休２日と認める。</u> ③②による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の前後の週の期間内に取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める。 要綱第４条関係（_____モデル工事の指定等） １～３ （略） ４ 要綱第４条第２項の「週休２日制モデル工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該_____モデル工事の現場が被災した場合など、週休２日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。 要綱第５条（工事成績評定）～要綱第６条関係（工期変更）（略） 要綱第７条関係（工事費の積算） １～３ （略） ４ 空港灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする （１）「秋田県週休２日制モデル工事に関する営繕課運用」によるものとする。 （２）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。 要綱９条関係（その他）（略） 附 則 この運用は、平成２９年５月３０日から施行する。 附 則（平成３０年３月２７日技管－９９７ 一部改正） この運用は、平成３０年３月２７日から施行する。 附 則（平成３０年１０月１５日技管－５１４ 一部改正） この運用は、平成３０年１０月１５日から施行する。 附 則（令和元年６月７日技管－１６９ 一部改正）

この運用は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和2年3月13日技管－733 一部改正） 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和2年9月8日技管－299 一部改正） 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和3年3月11日技管－584 一部改正） この運用は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年6月7日技管－161 一部改正） この運用は、令和3年7月1日から施行する。 附 則（令和3年9月9日技管－341 一部改正） この運用は、令和3年10月1日から施行する。 附 則（令和4年3月1日技管－693 一部改正） この運用は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月22日技管－764 一部改正） <u>この運用は、令和4年4月1日から施行する。</u>	この運用は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和2年3月13日技管－733 一部改正） 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和2年9月8日技管－299 一部改正） 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和3年3月11日技管－584 一部改正） この運用は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年6月7日技管－161 一部改正） この運用は、令和3年7月1日から施行する。 附 則（令和3年9月9日技管－341 一部改正） この運用は、令和3年10月1日から施行する。 附 則（令和4年3月1日技管－693 一部改正） この運用は、令和4年4月1日から施行する。
--	---

（記載例） … 週休2日制 ____ 工事

週休2日制 ____ 工事の場合、使用する公告文例の「A.入札参加資格等」の「その他事項」に下記内容を記載する。

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号			
工事名			
工事場所			
予定工期			
工事概要			
予定価格	円（消費税及び地方消費税を含む。）		
入札参加資格要件			
その他の事項		・本工事は秋田県週休2日制 ____ 工事である。	
		・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。	

別紙1

特 記 仕 様 書

別紙2

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容
週休2日制 ____ 工事の対象	・ 本工事は、秋田県週休2日制工事の対象である。 ・ 週休2日制 ____ 工事の実施については、「秋田県週休2日制 ____ 工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制 ____ 工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

10 その他	
その他条件 （週休2日制 ____ 工事）	港湾・漁港工事以外の場合 ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は労働費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に4週8体以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・ 工期内において4週8体に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直しします。4週8体に満たない場合は補正は行いません。 港湾・漁港工事の場合 ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は労働費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に4週8体以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・ 工期内において4週8体に満たない場合は補正は行いません。

（記載例） … 週休2日制モデル工事

モデル工事の場合、使用する公告文例の「A.入札参加資格等」の「その他事項」に下記内容を記載する。

工事別発注概要書

A. 入札参加資格等

工事番号			
工事名			
工事場所			
予定工期			
工事概要			
予定価格	円（消費税及び地方消費税を含む。）		
入札参加資格要件			
		その他の事項	
・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。			

別紙1

特 記 仕 様 書

別紙2

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容
週休2日制モデル工事	・ ____ モデル工事の実施については、「秋田県週休2日制モデル工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制モデル工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

10 その他	
その他条件 （週休2日制モデル工事）	港湾・漁港工事以外の場合 ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は労働費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に4週8体以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・ 工期内において4週8体に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直しします。4週8体に満たない場合は補正は行いません。 港湾・漁港工事の場合 ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は労働費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に4週8体以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・ 工期内において4週8体に満たない場合は補正は行いません。

